

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月6日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	西海市 42212
地域名 (地域内農業集落名)	西海東小地区 (石田、江里、木場、日守、太田原、川内、丹納、高地、畑下、水浦、小郡、天久保、黒口)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	143.6 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	134.1 ha
② 田の面積	21.4 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	122.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	15 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	39.1 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	47.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	31.6 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

基盤整備を実施した丸田地区では馬鈴薯などの栽培を安定的に行っている。
現在、地域内の天久保地区においても基盤整備を計画しており、新規作物である「アボカド」の苗の生産拠点にもなっている。地域内では馬鈴薯やスイカ、果樹、水稻など様々な作目が混在して栽培されており、市内でも有数の農業集落地帯でもある。
しかしながら、地域内の狭小地や傾斜地などの条件不利地は農地の荒廃化が課題となっており、約48%が荒廃農地となっていることから、担い手の確保が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

基盤整備を行った丸田地区の担い手への集約化と、基盤整備を計画している天久保地区の事業化に向けた取り組みを推進していく。その他地区においても基盤整備候補地がないか、高収益作物への転換希望がないかなど、関係機関と情報共有しながら確認をすすめ、魅力ある農業集落地帯となるよう取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	60.5	%	将来の目標とする集積率
			64.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
集約できそうな農地については、年次的に農地中間管理機構に貸し付け、将来の経営農地の集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方法
今後、基盤整備を実施する天久保地区において将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、天久保地区において農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく、地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。									
⑩高温害等の被害防止のため、畑地かんがい施設(西海市土地改良区)を有効に活用する。									
⑩地域内の農業を担う者等、各種変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面、ホームページなど簡易な方法による協議を行う。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			8年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
計	118経営体		104.5 ha	0 ha		143.6 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。